

令和6年度 新たなアクティビティを活用した福島県内12市町村の関係人口 拡大事業（「モルック福島浜通りオープンin Jヴィレッジ 2025」の実施に よる関係人口拡大事業）に係る募集要項

令和6年9月12日
公益社団法人
福島相双復興推進機構
広域まちづくりグループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「機構」という。）では、令和6年度 新たなアクティビティを活用した福島県内12市町村の関係人口拡大事業を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から13年が経過したが、特に甚大な被害を受けた福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村：以下、「12市町村」という。）では、未だ帰還していない事業者と住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

12市町村の活力を取り戻すためには、事業再開及び帰還促進のみならず、帰還住民と新たな住民との間での交流や住民の生きがいにつながるとともに、関係人口となりうる域外の人々の呼び込みと交流に資するコンテンツを創出していくことが重要であることから、世代、性別、体力などの差を超えて楽しみを共有できるアクティビティとして近年注目されている欧州発のスポーツである「モルック」に着目し、その大会の開催を通じて新たなアクティビティとして12市町村へのモルックの普及を図るとともに、地域住民のコミュニティ形成や生きがいの創出、健康増進、関係人口・交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 件名

令和6年度 新たなアクティビティを活用した福島県内12市町村の関係人口拡大事業

(2) 業務内容等

受託者は、上記の目的を踏まえた上で、本事業がより効果的な取り組みとなるよう工夫し、以下①及び②を実施する。

① 「モルック福島浜通りオープンin Jヴィレッジ」の企画・運営

「モルック」を12市町村の新たなアクティビティとして普及させるとともに、地元住民の新たなコミュニティの形成や域外の関係人口となりうる層の呼び込みを行うことを目的とし、下記のモルック大会の開催・運営を担う。その際、次のア～キの要件に従うこととする。

【大会概要】

大会名：モルック福島浜通りオープンin Jヴィレッジ 2025

日 程：令和7年2月16日(日)

会 場：ナショナルトレーニングセンター Jヴィレッジ・全天候型グラウンド

主 催：ふくしまモルッククラブ

共 催：公益社団法人福島相双復興推進機構

【KPI】

大会来場者数 250名

尚、当事業の目的を鑑み、域内と域外からそれぞれ一定の割合で参加者を確保する。

<参考：昨年度実績>

域内（福島12市町村）：16チーム 55名
域外（福島12市町村を除く県内）：14チーム 46名
域外（県外）：24チーム 68名

ア 大会運営及び会場設営

大会当日の来場者数（参加者数）は250人以上を目指すこととし、それに相当する以下の業務を行うこと。なお、競技の審判、スコア集計業務は委託者及び主催者のふくしまモルッククラブにおいて実施するため、受託者による対応は不要。

- 大会の企画・実施計画策定
- コート設営（1面あたり6m×10m、最大32面）
- 受付対応
- 開会式・閉会式の司会進行
- 防寒対策（ジェットヒーターの設置等※Jヴィレッジと協議のうえ実施）

イ 当日誘導

会場周辺の混雑が予想されることから、最寄り駅から会場までの誘導や車両等の交通整理について対応すること。

ウ モルック体験コーナーの設置・運営

12市町村におけるモルックの認知度向上を図るため、大会当日にモルック体験コーナーを設置・運営すること。その際、試合に参加しない一般来場者にとっても有意義なものとなるよう、指導員を配置する等の工夫を行うこと。

エ キッチンカー・ブース出店等の対応

大会当日は12市町村における物産品の魅力を発信する場としても活用することとし、特に食の発信においてはキッチンカーやブース出店、道の駅等と連携した地元食材の販売等を行うこととし、その実施に必要な事前調整を行うこと。出店料については出店者から徴収せず、受託者が負担することとする。なお、昨年は169名の参加で3台のキッチンカーを手配したが、想定来場者数等を踏まえキッチンカー及びブース出店数を決定すること。また、出店者については委託者と協議の上で決定すること。

オ 景品、参加賞の選定・調達及び協賛企業の獲得

大会の上位入賞者に対する表彰品及びその他の参加者に対する記念品（参加賞）を選定した上で、その調達を行うこと。表彰品及び記念品の候補は12市町村の特産品などから選定すること。表彰品および記念品の調達費用については、参加者から徴収する参加費から充当することができることとする。

上記とは別に、モルックと親和性の高いと思われる協賛企業（例：アウトドアメーカー、地元キャンプ場等）を中心に、協賛企業を複数獲得すること。協賛については物品の提供をうけることとする。提供された物品についての取り扱いについては委託者と相談のうえ決定するが、大会中に実施するイベント（例：ビンゴ大会、じゃんけん大会）の景品としての利用を予定している。

なお、景品、参加賞及び協賛企業については委託者と協議の上で決定すること。

カ メディア等を活用したPR活動の企画・実施

上記KPIの達成及び参加者の前後泊や飲食・アクティビティ体験等による地元経済への裨益を目的に効果的なPRを実施すること。手法については受託者の手法に委ねることとするが、SNS広告や各種メディアを活用した集客や周遊コースの提案をするなど、効果的なPR活動を実施すること。

キ 各種費用の支払い

大会実施にあたり必要な費用（駐車場利用料、その他備品等）については受託者が負担をすること。費用についてはナショナルトレーニングセンターJ ヴィレッジのホームページの利用料金一覧を参照すること。

なお、会場利用料については委託者が負担するため受託者による支払いは発生しない。

② 報告書の作成及び次年度以降の開催に向けたマニュアル作成業務

本大会の総括（実施概要・振り返り・今後に向けた課題等）を取り纏め、報告書を作成すること。大会参加者に対してアンケート調査を実施すること。質問内容は委託者と協議の上で決定することとするが、大会を継続的に開催するとの前提において、次年度の開催に向けた効果の検証や課題の抽出に資するものとする。報告書には、当該アンケート調査の結果分析をとりまとめた内容を記載すること。

また、本大会に限らず、今後モルック大会が福島12市町村で開催される場合に、本大会のノウハウや大会運営に関する知見を広く共有できるようにすることを目的に、本大会の運営マニュアルを作成すること。マニュアルは本大会関係者のみならず、広く共有することを前提の内容とすること。

(3) 業務期間 [契約締結後]～令和7年3月31日(月)

(4) 進捗報告

① 定例報告

受託者は、定期的に委託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する。打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

② 随時報告

受託者は、定例報告の他、委託者からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

(5) 締結後の提出書類・納入物

下記の納入物を、「(6) 納入場所」に記載の宛先に送付して下さい。

① 業務報告書（電子データ）

② その他委託者が必要と認める書類

(6) 納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構

3. 応募資格

本支援業務の申請者は、次の条件を満たす法人とします。

① 日本に拠点を有していること。

② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

⑤ 機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

4. 契約の要件

予算規模：3,718,000円（税別）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、機構と調整した上で決定することとします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和6年9月12日（木）

締切日：令和6年10月3日（木）17時必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限：令和6年9月19日（木）17時（必着）

下記問い合わせ先へ電子メール(様式任意)により質問してください。

回答予定：令和6年9月25日（水）以降

弊機構ホームページ (<https://www.fsrt.jp/procurement>) に回答を掲載します。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（４）により提出してください。

ア（様式1）申請書

イ（様式2）見積書 ※任意の様式でも可

ウ 企画提案書

エ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）

オ 直近の財務諸表

カ 業務委託契約書（案） ※代案がある場合

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 問い合わせ先に記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

6. 秘密情報

(1) 業務委託契約書（案）記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および機構双方の遵守事項とします。

(2) 業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとします。

7. 審査について

(1) 審査方法

応募書類について、1次審査を書面にて、2次審査をプレゼンテーションにて総合的に審査・評価し、その結果に基づき採択先を選定します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 3. の応募資格を満たしているか。

② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(3) 審査スケジュール（予定）

① 1次審査の結果：令和6年10月7日（月）以降、参加者に通知します。

② 2次審査 : 令和6年10月10日(木)13時~17時の間、40分間程度
弊機構の会議室で行います。詳細は、1次審査の合格者へご案内します。

(4) 採択先の決定及び通知について

2次審査の結果ならびに採択先とされた申請者を機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、契約書(案)に対する代案(修正要望)がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書(案)を基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

9. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

評価基準項目(企画競争)を参考に作成すること。

- ① 事業の目的、内容、および実施方法
- ② 事業実施計画
- ③ 事業実施体制

(2) 見積書

見積書(様式2)を参考に、次の項目を明記すること。

- ① 作業項目
- ② 工数(単位:時間又は人日 等)
- ③ 費用
- ④ 再委託(外注費)
- ⑤ 一般管理費

なお、業務実施のために交通費、出張費(宿泊費・日当)、調査費(資料購入・外部リサーチ機関利用)(以下、総称して「経費等」という。)が必要となれば見積書に含めること。

10. 問い合わせ先

お問い合わせは原則として下記の電子メールでお願いします。

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構
総務調整グループ業務調整部契約管理課
担当: 高橋、加納(070-3813-6977)
E-mail: kikou-koubo_1@fsr.or.jp

以上